

## 事業レビュー



### 古墳まつり夏

開催日: 8月6日(土)・7日(日)

2日間にわたって様々なイベントを開催しました。初日は火おこし選手権で火を起すまでの時間を競い、2日目は弓矢選手権で点数を競い合いました。この他、小原田小学校合唱部によるホールコンサートでは、美しい歌声を楽しむことができました。



### 虫かご作り

開催日: 8月20日(土)

昔ながらの竹細工で虫かごを作ることに挑戦しました。竹ひごを切ったり組んだり、かなり細かい作業でしたが、参加者のみなさんは楽しみながら難しい作業をこなしていき、虫かごを完成させました。



### 陶器づくり

開催日: 9月4日(日)

市内逢瀬町で「月十窯」を営む陶芸家の片岡哲先生を講師にお迎えして、「織部焼」の技術を学びました。先生の丁寧な指導を受けながら、自分だけの板皿を作りあげることができました。



### 古墳まつり秋

開催日: 9月18日(日)・19日(月・祝)

恒例となった秋の大型イベントです。今回の目玉は古墳シンガーまりこふんさんのコンサート。そしてまりこふんさんが会長を務める「古墳にコーファン協会」によるワークショップです。どちらも大盛況でした。さらに、郡山女子大学短期大学部音楽科のみなさんによるホールコンサートも行いました。



### 大安場史跡公園管理センター

(公益財団法人郡山市文化・学び振興公社)

住所: 福島県郡山市田村町大善寺字大安場160番地  
電話: 024-965-1088 FAX: 024-965-1090  
Mail: oyasuba@bunka-manabi.or.jp  
休館日: 月曜日(月曜日が祝日の時は次の休みでない日)  
※公園は年中無休です。

ウェブサイトもチェック!

大安場史跡公園

検索



vol. 29

おやすばしせきこうえん  
大安場史跡公園

# まるさんかくしかく

タイトルはまるい石臼、さんかくは古墳の前方部しかくは後方を表現しています。



## 企画展に来られた方にインタビューしてみました。

7月9日(土)から8月28日(日)にわたって、第1回企画展「宇津峰合戦」が開催されました。今から約700年前の南北朝時代に行われた宇津峰合戦について解説し、さらに歴史迷路や顔はめ看板なども用意した今回の企画展について、会場に来られた方にインタビューしてみました。

### 1 企画展「宇津峰合戦」

郡山市内の中学校に通うお2人にお聞きしました。

Q. 企画展「宇津峰合戦」を見学して、どのような感想を持ちましたか。

A. とても面白かったです。南北朝時代の東北地方のことについて詳しく知ることができて、大変勉強になりました。とても楽しく見ることができました。



### 2 歴史迷路

体験学習室に段ボールの歴史迷路を楽しんだ、田村市からおいででの、小学校3年生のお2人にお聞きしました。

Q. 歴史迷路を体験してどのような感想を持ちましたか。

A. クイズがけっこう難しかった。でも、おかげで楽しさが増した。とても面白かったです。



### 3 顔はめ看板

ガイダンス施設前に宇津峰宮さまの顔はめ看板を用意しました。栃木県からおいでいただいて顔はめ看板を体験した小学校4年生の方にお聞きしました。

Q. 顔はめ看板はいかがでしたか。

A. 宇津峰宮さまのことはよくわからなかったけど、とてもかわいいデザインだと思いました。キャラクターの顔がとても面白くて良かったです。



# 宇津峰合戦関連文書を読む

7月9日から8月28日まで開催した企画展「宇津峰合戦」の展示品のうち、伊東祐信一揆契状と吉良貞家禁制について解説します。この2通の文書は、郡山市およびその周辺地域の歴史を語る上で、たいへん貴重な史料です。

郡山市の東部及び田村市・田村郡は、中世には田村荘と呼ばれていました。田村氏は、この田村荘の領主です。南北朝時代の動乱期に、南朝方として活躍したことでよく知られています。ところが田村氏の一族は、その全体が南朝方として強く結束していたわけではなかったようです。田村氏の有力者の1人と思われる田村宗季は、後醍醐天皇から田村荘の役人である「田村荘司」に任じられますが、彼は田村氏の一族を束ねる「惣領」ではありませんでした。

その一方で、観応2年(1351)3月、田村弾正という人物が、現在の郡山市西部にあたる安積郡の領主の伊東祐信と一揆を結んでいます。一揆とは、相互に協力して行動することを約束することです。一揆契状は、その約束を文書のかたちで表したものです。一揆が結ばれた時期は、宇津峰合戦が始

まろうとする直前でした。この一揆が、宇津峰をめぐる南北両朝の合戦のために結ばれたのは明らかです。伊東祐信は北朝方の人物であり、一揆契状に使われている年号も北朝のものであります。よって田村弾正は、北朝方であったと考えざるを得ません。当時の田村氏は、一族の全体が同じ考えのもとで行動していたのではなく、複数の有力者が並び立ち、南朝方と北朝方に分かれていたことがわかります。

下の写真は、伊東祐信から田村弾正に渡された一揆契状の原本と思われる。「安積の一族」とあるのが、安積郡を領した伊東氏のことであります。別の史料によって、祐信は伊東氏の惣領であることがわかっているので、その彼と一揆を結んだ田村弾正は、「田村の一族」を代表する立場にあった可能性が高いといえます。

田村氏と伊東氏の一揆は、一揆契状を交換することによって成立しました。そのため、田村弾正から伊東祐信に出された一揆契状が別にあつたはずですが、残念ながら確認できません。後世の戦乱などによって、失われてしまったのだと思われます。

# 伊東祐信一揆契状と吉良貞家禁制

文章の後半部分に、神様や仏様の名前がたくさん記されています。その中に、「伊豆箱根両所権現・三嶋大明神」があります。伊東氏は、そもそもは静岡県伊豆地方の領主であったため、故郷の神様や仏様に誓いをたてたのです。同じように、田村弾正から伊東祐信に出された一揆契状には、田村氏の信仰の篤い田村太元帥明王という神仏名が記されていたと思われます。中世の人々は、現代のわれわれが想像する以上に、神仏に対する信仰心が篤かったのです。

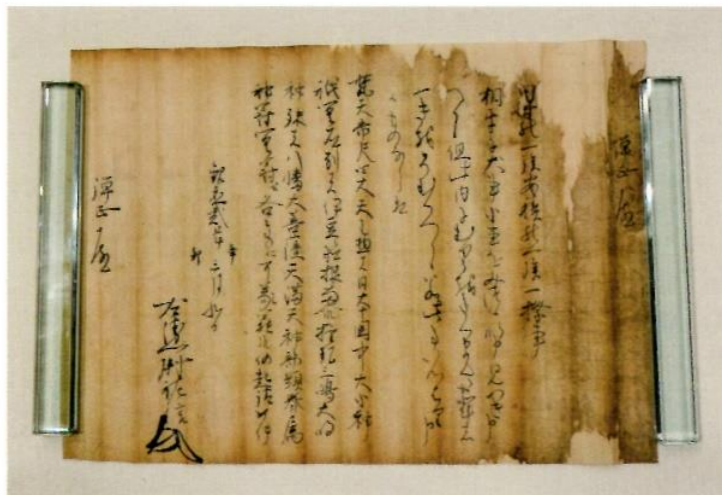
合戦には略奪や暴行が付きものでした。戦場となった地域では、住民等が略奪や暴行などの被害を受けました。当時の合戦は、武士と武士とが戦うだけではすまなかったのです。寺院や神社も略奪の対象でした。しかし、彼らはただ黙って被害を受け入れるだけの存在ではありませんでした。被害を逃れるために、積極的に行動していたのです。

その1つの方法が、侵攻してきた軍勢の指揮官に、禁制を出してもらうことでした。禁制とは、寺社や村に対する略奪や暴行を、自身の率いる軍勢

等に禁止した文書です。寺社や村は、禁制を出してもらうために、金銭や物資の負担などを受け入れました。つまり、禁制を出した側の陣営に加わったのです。

下の写真は、吉良貞家禁制です。宇津峰合戦の最中にあたる観応3年(1352)7月に、北朝軍を率いる吉良貞家が、「守山社」に対する略奪や暴行を禁止するために出したものです。「守山社」は、現在の田村神社の前身にあたる宗教施設です。当時は神と仏を区別しない神仏習合の時代であったため、「守山社」には神官だけでなく僧侶もいました。禁制では、その僧侶や神官に対して、「祈祷」を行うことを命じています。祈祷の内容はもちろん、北朝方の勝利を祈るものだったはずですが、「守山社」は、吉良貞家率いる北朝方のために働いたのです。

禁制の文字は全体的に少し大きく、「僧」と書くべき文字を「儒」と書き間違えており、吉良貞家のサインである花押の形もくずれています。そのため、原本ではなく写しの可能性が高いですが、内容には問題はありません。



富塚慎一氏所蔵文書

弾正殿  
 ……(紙継目)……  
 田村の一族、安積の一族、一揆事、相互に大事小事をみつかれ申、見つき申へし、但此内にむりをたくまん於輩者、一きとそむくへし、若此事いつはり申候ものならば、  
 梵天・帝尺・四天王、惣は日本国中大小神祇冥志、別は伊豆箱根両所権現・三嶋大明神、殊は八幡大菩薩・天満天神、部類眷属神罰冥罰を各とも可蒙寵候、仍起請如件、  
 観応三年 卯 三月九日  
 左衛門尉祐信(花押)

※裏打の際、端裏書が表裏反転されている。



富塚慎一氏所蔵文書

(花押)  
 禁制 田村庄守山社  
 右、於当社内并神領等、軍勢・甲乙人等不可有監妨狼藉之上者、早供儒・神人等、如元帰居本在所、可致御祈祷忠節、若有致狼藉族者、就注進、不日可处罪科之状如件、  
 観応三年七月五日